

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成23年
7月29日
(金曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
- 道路の区域の変更 (道路整備課) 三
- 道路の供用の開始 (道路整備課) 四
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 四
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 六
- 公告
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課) 七
- 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出 (商政課) 七
- 公共測量の実施 (監理課) 八
- 下関都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案、下関都市計画市街区域と市街化調整区域との区分の変更の案並びに下関都市計画臨港地区の変更の案に関する公聴会の開催 (都市計画課) 八
- 豊浦都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催 (都市計画課) 九
- 宇部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに山陽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案並びに山陽都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催 (都市計画課) 〇
- 山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、小郡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、阿知須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに秋穂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催 (都市計画課) 〇
- 萩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催 (都市計画課) 一
- 美祢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに秋芳都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催 (都市計画課) 二
- 小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案並びに山陽都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催 (都市計画課) 二
- 開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 三

○公安委公告
契約の締結

山口県告示第三百十号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年七月二十九日から同年八月十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 ルネサスセミコンダクタ九州・山口株式会社
住 所 熊本市八幡一丁目一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 ルネサスセミコンダクタ九州・山口株式会社山口工場
所在地 宇部市大字東万倉一九二番地の三
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

備考	種類	構造			使用の方法	
		能 (枚/日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔りの使用 方法
備考 「六五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六	六五 (二基)	四〇〇	平成二三年 九月八日	平成二三年 一〇月七日	平成二三年 一〇月八日	連続 二四時間 変動なし
	六五	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"

排水処理施設	有機排水処理施設		種 類	項 目	汚 水		等 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)							
	処理前	処理後			通 常	最 大	通 常	最 大		通 常	最 大					
	二・五	七	種 類	水素イオン濃度 (水素指数)	九〇〇	一、〇〇〇	化学的酸素要求量 (mg/l)	二五	三〇	二	六四・二	一九三・八	九八・一	一五五・八	一、五三九・二五	一、六三四・二五

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	間使用時間	の一日使用当たり	概季節的変動の要	年 工 事 着 手 予 定		年 工 事 完 成 予 定		年 使 用 開 始 予 定
							月	日	月	日	
排水処理施設	鋼板製	四五	長時間ばっ気	連続	二四時間	変動なし	(既				設)

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	室 状 態 の 値	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	備 考	
						通 常	最 大
"	二・五	一六五	"	二	〇・五	〇・五	(一)の表の備考は、この表について準用する。
六五	"	"	"	"	〇・八	〇・八	
(二基)六五	二	九〇〇	二五	一〇〇	二	二	

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

処理後	処理前	処理後
七	二・五	七
八・六	五・八	八・五
一五	一〇七・四	一五
二二	一三九・五	二二
二〇	二五	二〇
二五	三〇	二五
二	七六・四	二
三	二二三・三	五〇
二	六二・九	二
五	七一・九	五
六四一・七五	五八〇・七五	一、六二八・二五
七五二・七五	六八五・七五	一、七四七・二五

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水口	排水水の汚染状態の値		排水水の一日当たりの量 (m ³)
			水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
〃	七	〃	通	最大	通
〃	八・六	二	最大	最大	最大
〃	五・八	五	通	最大	通
〃	二・三	三	最大	最大	最大
〃	二〇	五	通	最大	通
〃	二五	〇・五	最大	最大	最大
〃	検出せず	〇・三	通	最大	通
〃	一五・二	〇・五	最大	最大	最大
〃	三五・八五	〇・五	通	最大	通
〃	一・七六三	〇・〇五	最大	最大	最大
〃	五	〇・一	通	最大	通
〃	三、三二〇	五〇	通	最大	通
〃	三、五九〇	一〇〇	通	最大	通

山口県告示第三百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成二十三年七月二十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。
 平成二十三年七月二十九日
 山口県知事 二井 関成

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
山口市朝田字上山手八二九の一	地先から	旧	最狭二〇・〇	一四〇・三六	ダブルウェイの道路区域の(重用)
同市佐山字傍示郷二四の一	地先まで	新	最狭二七・三	九一四・〇三六	
同市朝田字上山手八二九の一	地先から	旧	最狭一七・四	八〇七・五	
同市小郡下郷字隅田三三七二の六	地先まで	新	最狭七四・〇	一四〇・三六	

区	間	新	旧	備考
山口市小郡下郷字隅田三三七二の六	地先から	最狭二七・三	最狭二〇・〇	道路改良工事の一部完了による。
同市江崎字和井田二六七五の一	地先まで	最狭二四・二	最狭二〇・五	
山口市江崎字和井田二六七五の一	地先から	最狭三〇・九	最狭一九・四	一般国道二号の道路区域(重用)
同市江崎字一ノ法司郷三八七九地先まで	地先から	最狭二四・二	最狭二〇・五	
山口市江崎字一ノ法司郷三八七九地先から	地先まで	最狭二七・三	最狭二〇・〇	
同市佐山字傍示郷二四の一	地先まで	最狭二七・三	最狭二〇・〇	

道路の種類	道路の区域	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道	宮野大蔵線	最狭一七・二	八二七・五	

山口市朝田字勢芸七八五の一地从先から 同市朝田字挽地一三二〇の一〇地先 まで 並びに 山口市朝田字勢芸七八五の一地从先から 同市朝田字大田八八七の一地从先まで	新	最狭 一七・二 四二・〇	八二七・五	終点の変更による ダブルウェイ 道路改良工事の 完了による 山口市道勝井二 号線の道路の区 域
--	---	--------------------	-------	---

道路の種類 県道
路線名 新山口停車場長谷線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
山口市小郡下郷字寺向二二八の一 地先から 同市小郡下郷字長谷西四五〇の一三 地先まで	新	最狭 一八・五 最狭 七二・七	六二二・二	道路改良工事の 完了による

山口県告示第三百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年七月二十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十九日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
山口宇部線	山口市朝田字上山手八二九の一地从先から 同市江崎字一ノ法司郷三八七九地先まで 山口市江崎字法地郷九九九の一地从先から 同市佐山字傍示郷九の一地从先まで	平成二十三年七月 三十一日午後四時

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
宮野大歳線	山口市朝田字勢芸七八五の一地从先から 同市朝田字大田八八七の一地从先まで	平成二十三年七月 三十一日

山口県告示第三百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十三年七月二十九日

山口県知事 二井 関 成

一 区域の名称

- 大潮(一) 大潮(二) 大潮(三) 大潮(四) 大潮(五) 大潮(六) 大潮(七) 大潮(八) 大潮(九) 大潮(一〇) 大潮(一一) 大潮(一二) 大潮(一三) 大潮(一四) 大潮(一五) 大潮(一六) 大潮(一七) 大潮(一八) 大潮(一九) 大潮(二〇) 大潮(二一) 大潮(二二) 大潮(二三) 大潮(二四) 大潮(二五) 大潮(二六) 大潮(二七) 大潮(二八) 大潮(二九) 大潮(三〇) 大潮(三一) 大潮(三二) 大潮(三三) 大潮(三四) 大潮(三五) 大潮(三六) 大潮(三七) 大潮(三八) 大潮(三九) 大潮(四〇) 大潮(四一) 大潮(四二) 大潮(四三) 大潮(四四) 大潮(四五) 大潮(四六) 大潮(四七) 大潮(四八) 鹿野上(一) 鹿野上(二) 鹿野上(三) 鹿野上(四) 鹿野上(五) 鹿野上(六) 鹿野上(七) 鹿野上(八) 鹿野上(九) 鹿野上(一〇) 鹿野上(一一) 鹿野上(一二) 鹿野上(一三) 鹿野上(一四) 鹿野上(一五) 鹿野上(一六) 鹿野上(一七) 鹿野上(一八) 鹿野上(一九) 鹿野上(二〇) 鹿野上(二一) 鹿野上(二二) 鹿野上(二三) 鹿野上(二四) 鹿野上(二五) 鹿野上(二六) 鹿野上(二七) 鹿野上(二八) 鹿野上(二九) 鹿野上(三〇) 鹿野上(三一) 鹿野上(三二) 鹿野上(三三) 鹿野上(三四) 鹿野上(三五) 鹿野上(三六) 鹿野上(三七) 鹿野上(三八) 鹿野上(三九) 鹿野上(四〇) 鹿野上(四一) 鹿野上(四二) 鹿野上(四三) 鹿野上(四四) 鹿野上(四五) 鹿野上(四六) 鹿野上(四七) 鹿野上(四八) 鹿野上(四九) 鹿野上(五〇)

上(一)50、鹿野上(一)51、鹿野上(一)52、鹿野上(一)53、鹿野上(一)54、鹿野上(一)55、鹿野上(一)56、鹿野上(一)57、鹿野下(一)1、鹿野下(一)2、鹿野下(一)3、鹿野下(一)4、鹿野下(一)5、鹿野下(一)6、鹿野下(一)7、鹿野下(一)8、鹿野下(一)9、鹿野下(一)10、鹿野下(一)11、鹿野下(一)12、鹿野下(一)13、鹿野下(一)14、鹿野下(一)15、鹿野下(一)16、鹿野下(一)17、鹿野下(一)18、鹿野下(一)19、鹿野下(一)20、鹿野下(一)21、鹿野下(一)22、鹿野下(一)23、鹿野下(一)24、鹿野下(一)25、鹿野下(一)26、鹿野下(一)27、鹿野下(一)28、鹿野下(一)29、鹿野下(一)30、鹿野中(一)1、鹿野中(一)2、鹿野中(一)3、鹿野中(一)4、鹿野中(一)5、鹿野中(一)6、鹿野中(一)7、鹿野中(一)8、鹿野中(一)9、鹿野中(一)10、鹿野中(一)11、鹿野中(一)12、鹿野中(一)13、鹿野中(一)14、鹿野中(一)15、鹿野中(一)17、鹿野中(一)18、鹿野中(一)19、鹿野中(一)20、鹿野中(一)21、鹿野中(一)22、鹿野中(一)23、鹿野中(一)24、鹿野中(一)25、鹿野中(一)26、鹿野中(一)27、鹿野中(一)28、鹿野中(一)29、鹿野中(一)30、須万(一)34、須万(一)35、須万(一)36、須万(一)37、須万(一)38、須万(一)39、須万(一)40、須万(一)41、須万(一)42、須万(一)43、須万(一)44、須万(一)45、巢山(一)1、巢山(一)2、巢山(一)3、巢山(一)4、巢山(一)5、巢山(一)6、巢山(一)7、巢山(一)8、巢山(一)9、巢山(一)10、巢山(一)11、巢山(一)12、巢山(一)13、巢山(一)14、巢山(一)15、巢山(一)16、巢山(一)17、巢山(一)18、巢山(一)19、巢山(一)20、巢山(一)21、金峰(一)38、金峰(一)39、金峰(一)40、金峰(一)41、金峰(一)42、金峰(一)43、金峰(一)44、金峰(一)45、金峰(一)46、金峰(一)47、金峰(一)48、金峰(一)49、金峰(一)50、金峰(一)51、金峰(一)52、金峰(一)53

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市防災建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

大潮(一)1、大潮(一)2、大潮(一)3、大潮(一)4、大潮(一)5、大潮(一)6、大潮(一)7、大潮(一)8、大潮(一)9、大潮(一)10、大潮(一)11、大潮(一)12、大潮(一)13、大潮(一)14、大潮(一)15、大潮(一)16、大潮(一)17、大潮(一)18、大潮(一)19、大潮(一)20、大潮(一)21、大潮(一)22、大潮(一)23、大潮(一)24、大潮(一)25、大潮(一)26、大潮(一)27、大潮(一)28、大潮(一)29、大潮(一)30、大潮(一)31、大潮(一)32、大潮(一)33、大潮(一)34、大潮(一)35、大潮(一)36、大潮(一)37、大潮(一)38、大潮(一)39、大潮(一)40、大潮(一)41、大潮(一)42、大潮(一)43、大潮(一)44、大潮(一)45、大潮(一)46、大潮(一)47、大潮(一)48、大潮(一)49、大潮(一)50、大潮(一)51、大潮(一)52、大潮(一)53、大潮(一)54、大潮(一)55、大潮(一)56、大潮(一)57、大潮(一)58、大潮(一)59、鹿野上(一)1、

鹿野上(二)2、鹿野上(二)3、鹿野上(二)4、鹿野上(二)5、鹿野上(二)6、鹿野上(二)7、鹿野上(二)8、鹿野上(二)9、鹿野上(二)10、鹿野上(二)11、鹿野上(二)12、鹿野上(二)13、鹿野上(二)14、鹿野上(二)15、鹿野上(二)16、鹿野上(二)17、鹿野上(二)18、鹿野上(二)19、鹿野上(二)20、鹿野上(二)21、鹿野上(二)22、鹿野上(二)23、鹿野上(二)24、鹿野上(二)25、鹿野上(二)26、鹿野上(二)27、鹿野上(二)28、鹿野上(二)29、鹿野上(二)30、鹿野上(二)31、鹿野上(二)32、鹿野上(二)33、鹿野上(二)34、鹿野上(二)35、鹿野上(二)36、鹿野上(二)37、鹿野上(二)38、鹿野上(二)39、鹿野上(二)40、鹿野上(二)41、鹿野上(二)42、鹿野上(二)43、鹿野上(二)44、鹿野上(二)45、鹿野上(二)46、鹿野上(二)47、鹿野上(二)48、鹿野上(二)49、鹿野上(二)50、鹿野上(二)51、鹿野上(二)1、鹿野下(二)2、鹿野下(二)3、鹿野下(二)4、鹿野下(二)5、鹿野下(二)6、鹿野下(二)7、鹿野下(二)8、鹿野下(二)9、鹿野下(二)10、鹿野下(二)11、鹿野下(二)12、鹿野下(二)13、鹿野下(二)14、鹿野下(二)15、鹿野下(二)16、鹿野下(二)17、鹿野下(二)18、鹿野下(二)19、鹿野下(二)20、鹿野下(二)21、鹿野下(二)22、鹿野下(二)23、鹿野下(二)24、鹿野下(二)25、鹿野下(二)26、鹿野下(二)27、鹿野下(二)28、鹿野下(二)29、鹿野下(二)30、鹿野下(二)31、鹿野下(二)32、鹿野下(二)33、鹿野下(二)34、鹿野下(二)35、鹿野下(二)36、鹿野下(二)37、鹿野下(二)38、鹿野下(二)39、鹿野下(二)40、鹿野下(二)41、鹿野下(二)42、鹿野下(二)43、鹿野下(二)44、鹿野下(二)45、鹿野下(二)46、鹿野下(二)47、鹿野下(二)48、鹿野下(二)49、鹿野下(二)50、鹿野下(二)51、鹿野下(二)52、鹿野下(二)53、鹿野下(二)54、鹿野下(二)55、鹿野下(二)56、鹿野下(二)57、鹿野下(二)58、鹿野下(二)59、鹿野下(二)60、鹿野下(二)61、鹿野下(二)62、鹿野下(二)63、鹿野下(二)64、鹿野下(二)65、鹿野下(二)66、鹿野下(二)67、鹿野下(二)68、鹿野下(二)69、鹿野下(二)70、鹿野下(二)71、鹿野下(二)72、鹿野下(二)73、鹿野下(二)74、鹿野下(二)75、鹿野下(二)76、鹿野下(二)77、鹿野下(二)78、鹿野下(二)79、鹿野下(二)80、鹿野下(二)81、鹿野下(二)82、鹿野下(二)83、鹿野下(二)84、鹿野下(二)85、鹿野下(二)86、鹿野下(二)87、鹿野下(二)88、鹿野下(二)89、鹿野下(二)90、鹿野下(二)91、鹿野下(二)92、鹿野下(二)93、鹿野下(二)94、鹿野下(二)95、鹿野下(二)96、鹿野下(二)97、鹿野下(二)98、鹿野下(二)99、鹿野下(二)100

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市防災建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

大潮(二)1、大潮(二)2、大潮(二)3、大潮(二)4、大潮(二)5、大潮(二)6、大潮(二)7、大潮(二)8、大潮(二)9、大潮(二)10、大潮(二)11、大潮(二)12、大潮(二)13、大潮(二)14、大潮(二)15、大潮(二)16、大潮(二)17、大潮(二)18、大潮(二)19、大潮(二)20、大潮(二)21、大潮(二)22、大潮(二)23、大潮(二)24、大潮(二)25、大潮(二)26、大潮(二)27、大潮(二)28、大潮(二)29、大潮(二)30、大潮(二)31、大潮(二)32、大潮(二)33、大潮(二)34、大潮(二)35、大潮(二)36、大潮(二)37、大潮(二)38、大潮(二)39、大潮(二)40、大潮(二)41、大潮(二)42、大潮(二)43、大潮(二)44、大潮(二)45、大潮(二)46、大潮(二)47、大潮(二)48、大潮(二)49、大潮(二)50、大潮(二)51、大潮(二)52、大潮(二)53、大潮(二)54、大潮(二)55、大潮(二)56、大潮(二)57、大潮(二)58、大潮(二)59、大潮(二)60、大潮(二)61、大潮(二)62、大潮(二)63、大潮(二)64、大潮(二)65、大潮(二)66、大潮(二)67、大潮(二)68、大潮(二)69、大潮(二)70、大潮(二)71、大潮(二)72、大潮(二)73、大潮(二)74、大潮(二)75、大潮(二)76、大潮(二)77、大潮(二)78、大潮(二)79、大潮(二)80、大潮(二)81、大潮(二)82、大潮(二)83、大潮(二)84、大潮(二)85、大潮(二)86、大潮(二)87、大潮(二)88、大潮(二)89、大潮(二)90、大潮(二)91、大潮(二)92、大潮(二)93、大潮(二)94、大潮(二)95、大潮(二)96、大潮(二)97、大潮(二)98、大潮(二)99、大潮(二)100

- 一 金峰(三)
- 二 区域の範囲
- 三 次を図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市防災建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十三年七月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 区域の名称

- 大潮(一)、大潮(二)、大潮(三)、大潮(四)、大潮(五)、大潮(六)、大潮(七)、大潮(八)、大潮(九)、大潮(十)、大潮(十一)、大潮(十二)、大潮(十三)、大潮(十四)、大潮(十五)、大潮(十六)、大潮(十七)、大潮(十八)、大潮(十九)、大潮(二十)、大潮(二十一)、大潮(二十二)、大潮(二十三)、大潮(二十四)、大潮(二十五)、大潮(二十六)、大潮(二十七)、大潮(二十八)、大潮(二十九)、大潮(三十)、大潮(三十一)、大潮(三十二)、大潮(三十三)、大潮(三十四)、大潮(三十五)、大潮(三十六)、大潮(三十七)、大潮(三十八)、大潮(三十九)、大潮(四十)、大潮(四十一)、大潮(四十二)、大潮(四十三)、大潮(四十四)、大潮(四十五)、大潮(四十六)、大潮(四十七)、大潮(四十八)、大潮(四十九)、大潮(五十)、大潮(五十一)、大潮(五十二)、大潮(五十三)、大潮(五十四)、大潮(五十五)、大潮(五十六)、大潮(五十七)、大潮(五十八)、大潮(五十九)、大潮(六十)、大潮(六十一)、大潮(六十二)、大潮(六十三)、大潮(六十四)、大潮(六十五)、大潮(六十六)、大潮(六十七)、大潮(六十八)、大潮(六十九)、大潮(七十)、大潮(七十一)、大潮(七十二)、大潮(七十三)、大潮(七十四)、大潮(七十五)、大潮(七十六)、大潮(七十七)、大潮(七十八)、大潮(七十九)、大潮(八十)、大潮(八十一)、大潮(八十二)、大潮(八十三)、大潮(八十四)、大潮(八十五)、大潮(八十六)、大潮(八十七)、大潮(八十八)、大潮(八十九)、大潮(九十)、大潮(九十一)、大潮(九十二)、大潮(九十三)、大潮(九十四)、大潮(九十五)、大潮(九十六)、大潮(九十七)、大潮(九十八)、大潮(九十九)、大潮(一百)

- 下(十二)、鹿野下(一)、鹿野下(二)、鹿野下(三)、鹿野下(四)、鹿野下(五)、鹿野下(六)、鹿野下(七)、鹿野下(八)、鹿野下(九)、鹿野下(十)、鹿野下(十一)、鹿野下(十二)、鹿野下(十三)、鹿野下(十四)、鹿野下(十五)、鹿野下(十六)、鹿野下(十七)、鹿野下(十八)、鹿野下(十九)、鹿野下(二十)、鹿野下(二十一)、鹿野下(二十二)、鹿野下(二十三)、鹿野下(二十四)、鹿野下(二十五)、鹿野下(二十六)、鹿野下(二十七)、鹿野下(二十八)、鹿野下(二十九)、鹿野下(三十)、鹿野下(三十一)、鹿野下(三十二)、鹿野下(三十三)、鹿野下(三十四)、鹿野下(三十五)、鹿野下(三十六)、鹿野下(三十七)、鹿野下(三十八)、鹿野下(三十九)、鹿野下(四十)、鹿野下(四十一)、鹿野下(四十二)、鹿野下(四十三)、鹿野下(四十四)、鹿野下(四十五)、鹿野下(四十六)、鹿野下(四十七)、鹿野下(四十八)、鹿野下(四十九)、鹿野下(五十)、鹿野下(五十一)、鹿野下(五十二)、鹿野下(五十三)、鹿野下(五十四)、鹿野下(五十五)、鹿野下(五十六)、鹿野下(五十七)、鹿野下(五十八)、鹿野下(五十九)、鹿野下(六十)、鹿野下(六十一)、鹿野下(六十二)、鹿野下(六十三)、鹿野下(六十四)、鹿野下(六十五)、鹿野下(六十六)、鹿野下(六十七)、鹿野下(六十八)、鹿野下(六十九)、鹿野下(七十)、鹿野下(七十一)、鹿野下(七十二)、鹿野下(七十三)、鹿野下(七十四)、鹿野下(七十五)、鹿野下(七十六)、鹿野下(七十七)、鹿野下(七十八)、鹿野下(七十九)、鹿野下(八十)、鹿野下(八十一)、鹿野下(八十二)、鹿野下(八十三)、鹿野下(八十四)、鹿野下(八十五)、鹿野下(八十六)、鹿野下(八十七)、鹿野下(八十八)、鹿野下(八十九)、鹿野下(九十)、鹿野下(九十一)、鹿野下(九十二)、鹿野下(九十三)、鹿野下(九十四)、鹿野下(九十五)、鹿野下(九十六)、鹿野下(九十七)、鹿野下(九十八)、鹿野下(九十九)、鹿野下(一百)

二 区域の範囲

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次を図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市防災建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

- 大潮(一)、大潮(二)、大潮(三)、大潮(四)、大潮(五)、大潮(六)、大潮(七)、大潮(八)、大潮(九)、大潮(十)、大潮(十一)、大潮(十二)、大潮(十三)、大潮(十四)、大潮(十五)、大潮(十六)、大潮(十七)、大潮(十八)、大潮(十九)、大潮(二十)、大潮(二十一)、大潮(二十二)、大潮(二十三)、大潮(二十四)、大潮(二十五)、大潮(二十六)、大潮(二十七)、大潮(二十八)、大潮(二十九)、大潮(三十)、大潮(三十一)、大潮(三十二)、大潮(三十三)、大潮(三十四)、大潮(三十五)、大潮(三十六)、大潮(三十七)、大潮(三十八)、大潮(三十九)、大潮(四十)、大潮(四十一)、大潮(四十二)、大潮(四十三)、大潮(四十四)、大潮(四十五)、大潮(四十六)、大潮(四十七)、大潮(四十八)、大潮(四十九)、大潮(五十)、大潮(五十一)、大潮(五十二)、大潮(五十三)、大潮(五十四)、大潮(五十五)、大潮(五十六)、大潮(五十七)、大潮(五十八)、大潮(五十九)、大潮(六十)、大潮(六十一)、大潮(六十二)、大潮(六十三)、大潮(六十四)、大潮(六十五)、大潮(六十六)、大潮(六十七)、大潮(六十八)、大潮(六十九)、大潮(七十)、大潮(七十一)、大潮(七十二)、大潮(七十三)、大潮(七十四)、大潮(七十五)、大潮(七十六)、大潮(七十七)、大潮(七十八)、大潮(七十九)、大潮(八十)、大潮(八十一)、大潮(八十二)、大潮(八十三)、大潮(八十四)、大潮(八十五)、大潮(八十六)、大潮(八十七)、大潮(八十八)、大潮(八十九)、大潮(九十)、大潮(九十一)、大潮(九十二)、大潮(九十三)、大潮(九十四)、大潮(九十五)、大潮(九十六)、大潮(九十七)、大潮(九十八)、大潮(九十九)、大潮(一百)

- 鹿野上(二)11、鹿野上(二)12、鹿野上(二)13、鹿野上(二)14、鹿野上(二)15、鹿野上(二)16、鹿野上(二)17、鹿野上(二)18、鹿野上(二)19、鹿野上(二)20、鹿野上(二)21、鹿野上(二)22、鹿野上(二)23、鹿野上(二)24、鹿野上(二)25、鹿野上(二)26、鹿野上(二)27、鹿野上(二)28、鹿野上(二)29、鹿野上(二)30、鹿野上(二)31、鹿野上(二)32、鹿野上(二)33、鹿野上(二)34、鹿野上(二)35、鹿野上(二)36、鹿野上(二)37、鹿野上(二)38、鹿野上(二)39、鹿野上(二)40、鹿野上(二)41、鹿野上(二)42、鹿野上(二)43、鹿野上(二)44、鹿野上(二)45、鹿野上(二)46、鹿野上(二)47、鹿野上(二)48、鹿野上(二)49、鹿野上(二)50、鹿野上(二)51、鹿野上(二)52、鹿野上(二)53、鹿野上(二)54、鹿野上(二)55
- 鹿野中(二)1、鹿野中(二)2、鹿野中(二)3、鹿野中(二)4、鹿野中(二)5、鹿野中(二)6、鹿野中(二)7、鹿野中(二)8、鹿野中(二)9、鹿野中(二)10、鹿野中(二)11、鹿野中(二)12、鹿野中(二)13、鹿野中(二)14、鹿野中(二)15、鹿野中(二)16、鹿野中(二)17、鹿野中(二)18、鹿野中(二)19、鹿野中(二)20、鹿野中(二)21、鹿野中(二)22、鹿野中(二)23、鹿野中(二)24、鹿野中(二)25、鹿野中(二)26、鹿野中(二)27、鹿野中(二)28、鹿野中(二)29、鹿野中(二)30、鹿野中(二)31、鹿野中(二)32、鹿野中(二)33、鹿野中(二)34、鹿野中(二)35、鹿野中(二)36、鹿野中(二)37、鹿野中(二)38、鹿野中(二)39、鹿野中(二)40、鹿野中(二)41、鹿野中(二)42、鹿野中(二)43、鹿野中(二)44、鹿野中(二)45、鹿野中(二)46、鹿野中(二)47、鹿野中(二)48、鹿野中(二)49、鹿野中(二)50、鹿野中(二)51、鹿野中(二)52、鹿野中(二)53、鹿野中(二)54、鹿野中(二)55
- 鹿野下(二)1、鹿野下(二)2、鹿野下(二)3、鹿野下(二)4、鹿野下(二)5、鹿野下(二)6、鹿野下(二)7、鹿野下(二)8、鹿野下(二)9、鹿野下(二)10、鹿野下(二)11、鹿野下(二)12、鹿野下(二)13、鹿野下(二)14、鹿野下(二)15、鹿野下(二)16、鹿野下(二)17、鹿野下(二)18、鹿野下(二)19、鹿野下(二)20、鹿野下(二)21、鹿野下(二)22、鹿野下(二)23、鹿野下(二)24、鹿野下(二)25、鹿野下(二)26、鹿野下(二)27、鹿野下(二)28、鹿野下(二)29、鹿野下(二)30、鹿野下(二)31、鹿野下(二)32、鹿野下(二)33、鹿野下(二)34、鹿野下(二)35、鹿野下(二)36、鹿野下(二)37、鹿野下(二)38、鹿野下(二)39、鹿野下(二)40、鹿野下(二)41、鹿野下(二)42、鹿野下(二)43、鹿野下(二)44、鹿野下(二)45、鹿野下(二)46、鹿野下(二)47、鹿野下(二)48、鹿野下(二)49、鹿野下(二)50、鹿野下(二)51、鹿野下(二)52、鹿野下(二)53、鹿野下(二)54、鹿野下(二)55
- 須万(二)1、須万(二)2、須万(二)3、須万(二)4、須万(二)5、須万(二)6、須万(二)7、須万(二)8、須万(二)9、須万(二)10、須万(二)11、須万(二)12、須万(二)13、須万(二)14、須万(二)15、須万(二)16、須万(二)17、須万(二)18、須万(二)19、須万(二)20、須万(二)21、須万(二)22、須万(二)23、須万(二)24、須万(二)25、須万(二)26、須万(二)27、須万(二)28、須万(二)29、須万(二)30、須万(二)31、須万(二)32、須万(二)33、須万(二)34、須万(二)35、須万(二)36、須万(二)37、須万(二)38、須万(二)39、須万(二)40、須万(二)41、須万(二)42、須万(二)43、須万(二)44、須万(二)45、須万(二)46、須万(二)47、須万(二)48、須万(二)49、須万(二)50、須万(二)51、須万(二)52、須万(二)53、須万(二)54、須万(二)55
- 巢山(二)1、巢山(二)2、巢山(二)3、巢山(二)4、巢山(二)5、巢山(二)6、巢山(二)7、巢山(二)8、巢山(二)9、巢山(二)10、巢山(二)11、巢山(二)12、巢山(二)13、巢山(二)14、巢山(二)15、巢山(二)16、巢山(二)17、巢山(二)18、巢山(二)19、巢山(二)20、巢山(二)21、巢山(二)22、巢山(二)23、巢山(二)24、巢山(二)25、巢山(二)26、巢山(二)27、巢山(二)28、巢山(二)29、巢山(二)30、巢山(二)31、巢山(二)32、巢山(二)33、巢山(二)34、巢山(二)35、巢山(二)36、巢山(二)37、巢山(二)38、巢山(二)39、巢山(二)40、巢山(二)41、巢山(二)42、巢山(二)43、巢山(二)44、巢山(二)45、巢山(二)46、巢山(二)47、巢山(二)48、巢山(二)49、巢山(二)50、巢山(二)51、巢山(二)52、巢山(二)53、巢山(二)54、巢山(二)55
- 金峰(二)1、金峰(二)2、金峰(二)3、金峰(二)4、金峰(二)5、金峰(二)6、金峰(二)7、金峰(二)8、金峰(二)9、金峰(二)10、金峰(二)11、金峰(二)12、金峰(二)13、金峰(二)14、金峰(二)15、金峰(二)16、金峰(二)17、金峰(二)18、金峰(二)19、金峰(二)20、金峰(二)21、金峰(二)22、金峰(二)23、金峰(二)24、金峰(二)25、金峰(二)26、金峰(二)27、金峰(二)28、金峰(二)29、金峰(二)30、金峰(二)31、金峰(二)32、金峰(二)33、金峰(二)34、金峰(二)35、金峰(二)36、金峰(二)37、金峰(二)38、金峰(二)39、金峰(二)40、金峰(二)41、金峰(二)42、金峰(二)43、金峰(二)44、金峰(二)45、金峰(二)46、金峰(二)47、金峰(二)48、金峰(二)49、金峰(二)50、金峰(二)51、金峰(二)52、金峰(二)53、金峰(二)54、金峰(二)55

- 二 区域の範囲
 - 次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市防災建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)



(二二九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十三年九月十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年七月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十三年七月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名称 特定非営利活動法人被害者支援センター・ハートライン
 やまぐち

代表者の氏名 小田 悦郎
 主たる事務所の所在地 山口市小郡下郷一五六〇番地の二一

(二三〇) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年七月二十九日から同年十一月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年七月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ウエスタまるき湯田店

所在地 山口市幸町五九一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社丸喜	山陽小野田市大字西高泊六八〇の七	木谷 修
三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名		
氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社丸喜	山陽小野田市大字西高泊六八〇の七	木谷 修
四 大規模小売店舗の新設をする日		
平成二十四年三月十六日		
五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計		
一、五一五平方メートル		
六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項		
(一) 駐車場の収容台数		
一〇七台		
(二) 駐輪場の収容台数		
四五台		
(三) 荷さばき施設の面積		
一九三平方メートル		
(四) 廃棄物等の保管施設の容量		
三〇立方メートル		
七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項		
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻		
氏 名 又 は 名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社丸喜	午前九時三〇分	午後八時
(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯		
午前七時から午後八時三十分まで		
(三) 駐車場の自動車の出入口の数		
三箇所		
(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		
午前四時から午後八時まで		
八 届出年月日		
平成二十三年七月十五日		

- (二二二) 公共測量の実施
- 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。
- 平成二十三年七月二十九日
- 山口県知事 二井 関 成
- 一 作業の種類
公共測量（数値地形図データ作成）
 - 二 作業の地域
下関市豊北町大字神田
 - 三 作業の期間
平成二十三年六月十四日から同年十一月三十日まで
- (二三一) 下関都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案、下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案並びに下関都市計画臨港地区の変更の案に関する公聴会の開催
- 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、下関都市計画都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、下関都市計画都市計画法区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案、下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案並びに下関都市計画臨港地区の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。
- 平成二十三年七月二十九日
- 山口県知事 二井 関 成
- 一 開催の日時
平成二十三年九月七日（水曜日）午後七時
 - 二 開催の場所
下関市唐戸町四番一号
カラトピア
 - 三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案
 - (一) 変更する下関都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
次のとおりとする。
 - (二) 変更する下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分
次のとおりとする。

(三) 変更する下関都市計画臨港地区

次のとおりとする。

四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十三年八月三十一日(水曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇―)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成二十三年八月三十一日までの消印のあるものに限りません。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することができます。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

下関市貴船町三丁目二番一号

下関土木建築事務所

下関市南部町一番一号

下関市都市整備部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

(三) 豊浦都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、豊浦都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十三年七月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 開催の日時

平成二十三年九月七日(水曜日)午後七時

二 開催の場所

下関市唐戸町四番一号

三 カラテピア

公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する豊浦都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

次のとおりとする。

四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十三年八月三十一日(水曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇―)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成二十三年八月三十一日までの消印のあるものに限りません。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することができます。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

下関市貴船町三丁目二番一号

下関土木建築事務所

下関市南部町一番一号

下関市都市整備部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

(二三四) 宇部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに山陽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案並びに山陽都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、宇部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに山陽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案並びに山陽都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十三年七月二十九日

山口県知事 二井 関 成

一 開催の日時

平成二十三年九月八日(木曜日)午後八時

二 開催の場所

宇部市朝日町八番一号

宇部市文化会館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

(一) 変更する宇部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに山陽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

次のとおりとする。

(二) 変更する山陽都市計画道路三・三・一逢坂大道畑線

次のとおりとする。

四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十三年九月一日(木曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一) 山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成二十三年九月一日までの消印のあるものに限りま

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (一)及び(二)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

宇部市琴芝町一丁目一番五〇号

宇部土木建築事務所

宇部市常盤町一丁目七番一号

宇部市土木建築部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

(二三五) 山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、小郡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、阿知須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、阿知須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、小郡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、阿知須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに秋穂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十三年七月二十九日

山口県知事 二井 関 成

一 開催の日時

平成二十三年八月二十四日(水曜日)午後八時

二 開催の場所

山口市湯田温泉五丁目五番五〇号

山口市湯田地域交流センター

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、小郡都市計画都

市計画区域の整備、開発及び保全の方針、阿知須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに秋穂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十三年八月十七日(水曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。
なお、郵送の場合は、平成二十三年八月十七日までの消印のあるものに限ります。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することができます。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することができます。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

山口市神田町六番一〇号

防府土木建築事務所山口支所

山口市亀山町二番一号

山口市都市整備部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

(二三六) 萩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、萩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催

します。

平成二十三年七月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 開催の日時

平成二十三年八月十五日(月曜日)午後七時三十分

二 開催の場所

萩市大字江向三五六の五

三 萩市総合福祉センター

公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する萩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十三年八月八日(月曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。
なお、郵送の場合は、平成二十三年八月八日までの消印のあるものに限ります。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することができます。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することができます。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

萩市大字江向五三二の一

萩土木建築事務所

萩市大字江向五一〇

萩市歴史まちづくり部都市計画課

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。）

(二三七) 美祢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに秋芳都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、美祢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに秋芳都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十三年七月二十九日

山口県知事 二井 関 成

一 開催の日時

平成二十三年九月十二日（月曜日）午後八時

二 開催の場所

美祢市大嶺町東分三二六の一

美祢市民会館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する美祢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに秋芳都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

次のとおりとする。

四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十三年九月五日（月曜日）までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇一）山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成二十三年九月五日までの消印のあるものに限ります。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができるとする者が選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (一)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができるとする者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課（電話〇八三一九三三―三七三三）にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

美祢市大嶺町東分三四四九の五

宇部土木建築事務所美祢支所

美祢市大嶺町東分三二六の一

美祢市建設経済部建設課

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。）

(二三八) 小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案並びに山陽都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案並びに山陽都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十三年七月二十九日

山口県知事 二井 関 成

一 開催の日時

平成二十三年九月九日（金曜日）午後七時三十分

二 開催の場所

山陽小野田市日の出一丁目一番一号

山陽小野田市役所大会議室

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

(一) 変更する小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 次のとおりとする。

(二) 変更する山陽都市計画道路三・三・一逢坂大道畑線 次のとおりとする。

四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十三年九月二日（金曜日）までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面（以下「公述

申出書」という。(を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成二十三年九月二日までの消印のあるものに限り、公

(一) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べる者が選定されることがあります。

(二) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(三) 及び(四)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べる者が選定されることがあります。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

宇部市琴芝町一丁目一番五〇号

宇部土木建築事務所

山陽小野田市日の出一丁目一番一号

山陽小野田市産業建設部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

(二三九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十三年七月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡田布施町大字麻郷奥字桜

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区茶屋町一番三三二号

ヤンマー農機販売株式会社

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十三年七月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部交通部交通規制課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品の名称及び数量

交通信号灯器 五八二台

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十三年六月三十日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

小糸工業株式会社 横浜市戸塚区前田町一〇〇番地

六 落札金額

二千百八十四万円

七 入札公告日

平成二十三年五月二十日

八 その他

(一) 契約担当者 山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法 購入

(三) 落札方式 最低価格



平成二十三年七月二十九日印刷

発行人所

山口県知事庁